災害時協力井戸登録事業 申請フロー

地震等による災害発生時に、生活用水(飲料水及び調理に使用する水を除く)を地域の 住民等へ提供いただける井戸「災害時協力井戸」を所有者、管理者からの申請により登録 する制度です。(年度ごとに自動更新)

①対象になる井戸か確認する。

災害時協力井戸として登録するには、下記のいずれにも該当しなければなりません。

条 件

- ①犬山市内に所在すること
- ②井戸水を汲み上げるための電動式又は手動式のポンプ、つるべ等があること
- ③井戸枠等があり安全に使用できること
- ④災害時において、市民等へ生活用水の円滑な提供が行えるよう、井戸の所有者又は管理者により継続的かつ適正に管理されていること
- ⑤災害時に無償で井戸水を提供できること
- ⑥井戸の周囲に水を汚染するものがないこと
- ⑦市民等に広く周知できるよう井戸の所在地を公表できること

② 申請書を提出



大山市役所 防災交通課 (3階) に「大山市災害時協力井戸登録申請書 (様式第1)」を提出してください。

申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

·力月程度

③ 現地確認



申請者の立ち会いのもと、現地確認を行います。

※市では水質検査は行いません。

④ 結果通知書の送付



審査により災害時協力井戸として登録が決定すると「犬山市災害時協力井戸登録結果通知書(様式第2)」をお送りします。

⑤ 周知(ホームページ等で公表)

災害時協力井戸としてホームページ等で公表します。 登録標識を井戸周辺の見やすい場所に掲示してください。

登録の更新

災害時協力井戸の登録期間は、登録決定の通知があった日から当該日の属する年度の末日までです。ただし、登録者から更新をしない旨の申出があった場合を除き、1年ごとにこれを更新します。

登録内容の変更

登録内容に変更があった時は「**犬山市災害時協力井戸登録内容変更届出書(様式第3)」** に変更事項を記載し提出して下さい。